

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書 (記載例)

株式会社〇〇〇〇 と 越前花子 は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間は 8 時間 00 分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業： 8 時 30 分 終業： 17 時 30 分 休憩： 12 時 00 分～ 13 時 00 分

(起算日)

第2条 変形期間の起算日は、〇年〇月〇日とする。

- ・「交代制勤務」や「半日勤務」がある場合は、それぞれの勤務の始業・終業時刻を記入します。
- ・休憩を一斉に与えない場合は、それぞれの休憩時刻を記入してください。

(休日)

第3条 変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

- ・円滑な受付のため、所定休日等をわかりやすく「年間カレンダー」で示していただきますよう、ご協力をお願いします。

(時間外手当)

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

(対象となる従業員の範囲)

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- (1) 18歳未満の年少者
- (2) 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- (3) 育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は定めないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

〇年〇月〇日

- ・労使協定は、「労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)」または(その労働組合がない場合は)「労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)」と締結する必要があります。
- ・過半数代表者の選出は、正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者が参加した民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り)がとられている必要があります。
- ・管理監督者は労働者代表になれません。
- ・過半数代表者に対する不利益な取扱い(解雇や降格、賃金の減額等)は禁止されています。また、使用者は労働者の意見集約等を行うにあたって必要な事務機器や事務スペースを提供する等、必要な配慮を行わなければなりません。

・労使協定は、労使の記名押印または署名が必要です。

(使用者)

代表取締役 福井太郎



(従業員代表)

〇〇主任 越前花子



- ・労使協定は、締結後、労働者に周知しなければなりません。(作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける、労働者へ書面を交付する、社内システムの掲示板等へ掲載する等)